

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）7級以上の適用を受ける職員、別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約2か月）

令和元年6月10日（月）0930から

令和元年7月31日（水）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和元年7月1日（月）から令和元年8月31日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和元年8月31日（土）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員、別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約1か月半）

令和元年 9月17日（火）0930から

令和元年10月31日（木）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和2年3月31日（火）又は令和2年4月1日（水）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和元年11月30日（土）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年4月1日(水)までに定年に達する職員
- (4) 令和元年9月17日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年9月17日(火)から令和元年10月31日(木)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

別表のとおり。

7 その他

内閣府官民人材交流センターが再就職支援業務として実施する、求人・求職者情報提供事業は、早期退職募集の応募、認定の如何を問わず、45歳以上の職員であれば利用を開始することが可能です。

なお、本制度の利用を希望する場合は、以下の利用申込書に必要事項を記入の上、メール()で提出して下さい。

利用申込書等：https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員、別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（2か月）

令和元年12月 2日（月）0930から

令和2年 1月31日（金）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和2年3月31日（火）又は令和2年4月1日（水）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和2年 2月28日（金）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年4月1日(水)までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月2日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年12月2日(月)から令和2年1月31日(金)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

別表のとおり。

7 その他

内閣府官民人材交流センターが再就職支援業務として実施する、求人・求職者情報提供事業は、早期退職募集の応募、認定の如何を問わず、45歳以上の職員であれば利用を開始することが可能です。

なお、本制度の利用を希望する場合は、以下の利用申込書に必要事項を記入の上、メール()で提出して下さい。

利用申込書等：https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約2週間）

令和元年12月16日（月）0930から

令和元年12月27日（金）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和2年1月6日（月）から令和2年1月31日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和2年1月6日（月）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年1月31日(金)までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月16日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年12月16日(月)から令和元年12月27日(金)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

大臣官房秘書課担当 []、[]

電話番号(外線): []

(外線): []

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系): [] 及び []

(部外系): [] 及び []

7 その他

内閣府官民人材交流センターが実施する再就職支援業務である、求人・求職者情報提供事業は、早期退職募集の応募、認定の如何を問わず、45歳以上の職員であれば利用を開始することが可能である。

なお、本制度の利用を希望する場合は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、大臣官房秘書課担当までメールで提出されたい。

利用申込書等: https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、平成31年5月1日現在、54歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

平成31年4月10日（水）0900から

平成31年4月23日（火）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

平成31年5月1日（水）から平成31年5月31日（金）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口にて郵送（募集の期間内の消印有効）、逋送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
- イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 平成31年5月31日(金)までに定年に達する職員
- ④ 平成31年4月10日(水)(募集開始日)において、懲戒処分
(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成31年4月10日(水)から平成31年4月23日(火)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、令和元年8月1日現在、55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

8名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和元年6月11日（火）0900から

令和元年6月24日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和元年8月1日（木）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和元年8月1日(木)までに定年に達する職員

④ 令和元年6月11日(火)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年6月11日(火)から令和元年6月24日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

2等陸佐及び3等陸佐である自衛官であって、令和元年8月1日現在、54歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

- (1) 2等陸佐 3名程度
- (2) 3等陸佐 2名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和元年6月11日（火）0900から

令和元年6月24日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和元年8月1日（木）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
- イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和元年8月1日(木)までに定年に達する職員
- ④ 令和元年6月11日(火)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年6月11日(火)から令和元年6月24日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将である自衛官（統合幕僚長、陸上幕僚長、陸上総隊司令官及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、令和元年8月1日現在、57歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

3名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和元年6月27日（木）0900から

令和元年7月10日（水）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年8月1日（木）から令和元年8月31日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、通送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
- イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和元年8月31日(土)までに定年に達する職員
- ④ 令和元年6月27日(木)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年6月27日(木)から令和元年7月10日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、令和元年8月1日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

5名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和元年6月27日（木）0900から

令和元年7月10日（水）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年8月1日（木）から令和元年8月31日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和元年8月31日(土)までに定年に達する職員

④ 令和元年6月27日(木)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年6月27日(木)から令和元年7月10日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

1 等陸佐である自衛官であって、令和元年 12 月 1 日現在、55 歳以上の者（注 1 参照）

3 募集人数

9 名程度

4 募集の期間（約 2 週間）

令和元年 10 月 25 日（金）0900 から

令和元年 11 月 7 日（木）1700 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和元年 12 月 1 日（日）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
- イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和元年12月1日(日)までに定年に達する職員
- ④ 令和元年10月25日(金)(募集開始日)において、懲戒処分
(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年10月25日(金)から令和元年11月7日(木)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

3 等陸佐である自衛官であって、令和元年 12 月 1 日現在、54 歳以上の者（注 1 参照）

3 募集人数

2 名程度

4 募集の期間（約 2 週間）

令和元年 10 月 25 日（金）0900 から

令和元年 11 月 7 日（木）1700 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和元年 12 月 1 日（日）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逋送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和元年12月1日(日)までに定年に達する職員

④ 令和元年10月25日(金)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年10月25日(金)から令和元年11月7日(木)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

1 等陸佐である自衛官であって、令和元年 12 月 1 日現在、55 歳以上の者（注 1 参照）

3 募集人数

4 名程度

4 募集の期間（約 2 週間）

令和元年 11 月 8 日（金）0900 から

令和元年 11 月 21 日（木）1700 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年 12 月 15 日（日）から令和元年 12 月 31 日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
- イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和元年12月31日(火)までに定年に達する職員
- ④ 令和元年11月8日(金)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年11月8日(金)から令和元年11月21日(木)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等陸佐である自衛官であって、令和2年3月31日現在、52歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

20名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和2年2月4日（火）0900から

令和2年2月17日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和2年3月1日（日）から令和2年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逋送又は持参により提出する。

- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
- ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
- イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和2年3月31日(火)までに定年に達する職員
- ④ 令和2年2月4日(火)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年2月4日(火)から令和2年2月17日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

次項に示す階級の自衛官であって、令和2年3月31日現在、54歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

- | | |
|----------|-------|
| (1) 2等陸佐 | 8名程度 |
| (2) 3等陸佐 | 12名程度 |
| (3) 1等陸尉 | 4名程度 |
| (4) 2等陸尉 | 2名程度 |
| (5) 准陸尉 | 6名程度 |
| (6) 陸曹長 | 11名程度 |
| (7) 1等陸曹 | 12名程度 |

4 募集の期間（約2週間）

令和2年2月4日（火）0900から

令和2年2月17日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和2年3月1日（日）から令和2年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定
 - イ 不認定になる場合は（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙第2）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111（内線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和2年3月31日（火）までに定年に達する職員
- ④ 令和2年2月4日（火）（募集開始日）において、懲戒処分

（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和2年2月4日（火）から令和2年2月17日（月）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将である自衛官（統合幕僚長、陸上幕僚長、陸上総隊司令官及び方面総監の官職にある者を除く。）であって、令和2年3月31日現在57歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和2年2月17日（月）0900から

令和2年3月2日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和2年3月15日（日）から令和2年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口に郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和2年3月31日(火)までに定年に達する職員

④ 令和2年2月17日(月)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年2月17日(月)から令和2年3月2日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

陸将補である自衛官であって、令和2年3月31日現在、56歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

6名程度

4 募集の期間（約2週間）

令和2年2月17日（月）0900から

令和2年3月2日（月）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは、直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和2年3月15日（日）から令和2年3月31日（火）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがある。

6 応募の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（別紙第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記受付窓口へ郵送（募集の期間内の消印有効）、逕送又は持参により提出する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の2週間前までに通知する予定

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

陸上幕僚監部人事教育部長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和2年3月31日(火)までに定年に達する職員

④ 令和2年2月17日(月)(募集開始日)において、懲戒処分

(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年2月17日(月)から令和2年3月2日(月)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

以下の点を満たすことを基準とする。

- ① 平成30年11月30日時点で満55歳以上であること
- ② 定年退職予定年月日において1等海佐に昇任後9年以上経過していること
- ③ 定年退職予定年月日において防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)別表第2の「1等海佐(二)」以上の適用を受ける職を4年以上経過していること

ただし、(注1)に該当するものは本制度の対象としない。

3 募集をする人数

7名 ※応募上限数7名

※応募上限数(7名)に達した時点で募集の期間は終了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。(詳細は付紙第1のとおり。)

4 募集の期間(約14日間)

令和元年6月20日(木)0900から

令和元年7月4日(木)1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨を周知する。

5 退職すべき期間

令和元年7月25日(木)から令和元年9月5日(木)まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募及び認定などの手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第1)に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口へ郵送、逓送又は持参により提出する(募集期間中必着)。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する(期日前日まで必着)。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111(内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ④ 令和元年7月25日(木)までに定年に達する職員
- ⑤ 令和元年6月20日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年6月20日(木)から令和元年7月4日(木)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 次のいずれかに該当する応募者は不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数7名を超

え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は 7 人、応募上限数は 7 人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 8 番目以降の応募については、受け付けない。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

- (4) 募集実施要項（注 2）に掲げる①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が 7 人を超える場合には、生年月日の遅い順により、当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口に問い合わせること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

令和元年8月1日時点で56歳に達している海将補である海上自衛官（注1参照）

3 募集人数

2名 ※応募上限数2名

※ 応募上限数（2名）に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受け付けを締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は付紙第1のとおり。）。

4 募集の期間（約2週間）

令和元年6月24日（月）0900から

令和元年7月 5日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年8月1日（木）から令和元年9月30日（月）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募、認定等の手続

（1）応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第2）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口へ郵送、逡送又は持参により提出する（募集期間中必着）。

（2）申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認

定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第3)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町 5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和元年9月30日(月)までに定年に達する職員
- ④ 令和元年6月24日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和元年6月24日(月)から令和元年7月5日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は 2 人、応募上限数は 2 人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 3 番目以降の応募については、受け付けない。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

- (4) 募集実施要項（注 2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が 2 人を超える場合には、生年月日の遅い順により、当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口に問い合わせること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

以下の点を満たすことを要件とする。

- ① 平成30年12月28日時点で満54歳以上であること
- ② 令和元年9月30日において2等海佐に昇任後6年以上経過していること
- ③ 職域が艦艇系列で管理されているもの

ただし、（注1）に該当するものは本制度の対象としない。

3 募集人数

若干名

4 募集の期間（約2週間）

令和元年8月29日（木）0900から

令和元年9月12日（木）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和元年9月30日（月）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募及び認定等の手続

- （1）応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第2）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口に郵送、持参又はFAXにより提出する（募集期間中必着）。

(2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第3)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課 [REDACTED]

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線) [REDACTED]

(FAX) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和元年9月30日(月)までに定年に達する職員
- ④ 令和元年8月29日(木)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和元年8月29日(木)から令和元年9月12日(木))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性を図ることを目的として国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

以下の点を満たす者を対象とする。

- (1) 平成31年3月30日時点で満55歳以上であること
- (2) 定年退職予定年月日において1等海佐に昇任後9年以上経過していること
- (3) 定年退職予定年月日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）別表第2の「1等海佐（二）」以上の適用を受ける職を4年在職していること
- (4) 幹部自衛官の経歴管理に関する達（昭和62年9月30日海上自衛隊達第27号）別表に示される職域特技系列が艦艇系列もしくは航空系列で管理されていること

ただし、（注1）に該当する者は本制度の対象としない。

3 募集人数

4名 ※応募上限数4名

※ 応募上限数（4名）に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。（詳細は付紙第1のとおり。）

4 募集の期間（約2週間）

令和元年11月 1日（金）0900から

令和元年11月15日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年11月25日（月）から令和元年12月20日（金）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募及び認定等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第2）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口へ郵送、使送又は持参により提出する（募集期間中必着）。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の7日前を基準として通知する。
 - イ 不認定になる場合は（注2）のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（付紙第3）を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する（期日前日の0900必着）。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111（内線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和元年12月20日（金）までに定年に達する職員
- ④ 令和元年11月1日（金）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集期間内（令和元年11月1日（金）から令和元年11月15日（金））に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ④ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数4名を超え、付紙第1に示す「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は 4 人、応募上限数は 4 人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 5 番目以降の応募については、受け付けない。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

- (4) 募集実施要項（注 2）に掲げる①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が 4 人を超える場合には、生年月日の遅い順により、当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口に問い合わせること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

- (1) 令和元年12月1日時点で57歳に達している海将（募集開始日において、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第3条第4号へに定める任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職（統合幕僚長、海上幕僚長、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、呉地方総監、佐世保地方総監及び情報本部長）にある者を除く。）である海上自衛官（注1参照）
- (2) 令和元年12月1日時点で56歳に達している海将補である海上自衛官（注1参照）

3 募集人数

2名 ※応募上限数2名

※ 応募上限数（2名）に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受け付けを締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は付紙第1のとおり。）。)

4 募集の期間（約2週間）

令和元年11月11日（月）0900から

令和元年11月22日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年12月1日（日）から令和元年12月31日（火）まで

- | |
|--|
| <p>※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。</p> <p>※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。</p> |
|--|

6 応募等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第2)に必要な事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口へ郵送、逕送又は持参により提出する(募集期間中必着)。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第3)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町 5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和元年12月31日(火)までに定年に達する職員
- ④ 令和元年11月11日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和元年11月11日(月)から令和元年11月22日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

(1) 募集人数は2人、応募上限数は2人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

(2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

(3) 応募上限数を超える応募については、受け付けない。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

(4) 募集実施要項（注2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合には、生年月日の早い順で募集人数に達するまでの応募者を認定する。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口に問い合わせること。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

- (1) 令和2年3月1日時点で57歳に達している海将（募集開始日において、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第3条第4号へに定める任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し内閣の承認を得た職（統合幕僚長、海上幕僚長、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、呉地方総監、佐世保地方総監及び情報本部長）にある者を除く。）である海上自衛官（注1参照）
- (2) 令和2年3月1日時点で56歳に達している海将補である海上自衛官（注1参照）

3 募集人数

4名 ※応募上限数4名

※ 応募上限数（4名）に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受け付けを締め切る。その場合は直ちに周知する（詳細は付紙第1のとおり。）。)

4 募集の期間（約2週間）

令和2年2月17日（月）0900から

令和2年2月28日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和2年3月1日（日）から令和2年4月10日（金）まで

- | |
|--|
| <p>※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。</p> <p>※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。</p> |
|--|

6 応募等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第2)に必要な事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口に郵送、通送又は持参により提出する(募集期間中必着)。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第3)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町 5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和2年4月10日(金)までに定年に達する職員
- ④ 令和2年2月17日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和2年2月17日(月)から令和2年2月28日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

(1) 募集人数は 4 人、応募上限数は 4 人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

(2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

(3) 応募上限数を超える応募については、受け付けない。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

(4) 募集実施要項（注 2）に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数を超える場合には、生年月日の早い順で募集人数に達するまでの応募者を認定する。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

2 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日（土日祝日は除く。）までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問い合わせ窓口に問い合わせること。

退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成の適正化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

以下の点を満たす者を対象とする。

- (1) 令和元年 8 月 31 日時点で満 55 歳以上であること
- (2) 定年退職予定年月日において 1 等海佐に昇任後 9 年以上経過していること
- (3) 定年退職予定年月日において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 27 年法律第 266 号）別表第 2 の「1 等海佐（二）」以上の適用を受ける職を 4 年以上在職していること

ただし、（注 1）に該当する者は本制度の対象としない。

3 募集人数

4 名 ※応募上限数 4 名

※ 応募上限数（4 名）に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。（詳細は付紙第 1 のとおり。）

4 募集の期間（約 2 週間）

令和 2 年 2 月 17 日（月）0900 から

令和 2 年 2 月 28 日（金）1700 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和 2 年 3 月 23 日（月）から令和 2 年 4 月 10 日（金）まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募及び認定等の手続

- (1) 応募をしようとする隊員は、「応募申請書」(付紙第2)に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口に郵送、使送又は持参により提出する(募集期間中必着)。
- (2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。
 - イ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第3)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する(期日前日の0900必着)。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課長

郵送先：〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町 5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③ 令和2年4月10日(金)までに定年に達する職員
- ④ 令和2年2月17日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和2年2月17日(月)から令和2年2月28日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- ⑤ 上記①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数4名

を超え、付紙第 1 に示す「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第 8 条の 2 第 5 項ただし書に規定する必要な方法」について

1 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- (1) 募集人数は 4 人、応募上限数は 4 人とする。

募集人数：認定予定者数

応募上限数：応募を受け付ける人数

- (2) 応募の受付は、応募申請書の受領の先着順とする。

- (3) 5 番目以降の応募については、受け付けない。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

- (4) 募集実施要項（注 2）に掲げる①から④までのいずれにも該当しない応募者の数が 4 人を超える場合には、生年月日の遅い順により、当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

なお、該当者にはその旨を連絡する。

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号に基づき、次のとおり早期退職希望者の募集を行う。

2 募集の対象

以下の点を満たすことを要件とする。

- ⑥ 令和元年6月30日時点で満54歳以上であること
 - ⑦ 令和2年3月31日において2等海佐に昇任後6年以上経過していること
 - ⑧ 職域が航空系列で管理されているもの
- ただし、（注1）に該当するものは本制度の対象としない。

3 募集人数

若干名

4 募集の期間（約2週間）

令和2年2月21日（金）0900から

令和2年3月6日（金）1700まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期日

令和2年3月31日（火）

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。
--

6 応募及び認定等の手続

- （1）応募をしようとする隊員は、「応募申請書」（付紙第2）に必要事項を記入の上、募集期間内に下記受付窓口に郵送、通送又は持参により提出する（募集期間中必着）。

(2) 申請書を元に海上幕僚長が認定の是非を決定し、申請者に対し認定又は不認定の通知書を交付する。

ア 退職すべき期日の10日前を基準として通知する。

イ 不認定になる場合は(注2)のとおり

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(付紙第3)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先・受付窓口

海上幕僚監部人事教育部補任課

郵送先：東京都新宿区市谷本村町5-1

電話：03-3268-3111 (内線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

① 非常勤職員

② 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

③ 令和2年3月31日(火)までに定年に達する職員

④ 令和2年2月21日(金)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は募集期間(令和2年2月21日(金)から令和2年3月6日(金))に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に、懲戒処分を受けた場合

③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊に所属する 1 等空尉、2 等空尉、3 等空尉、准空尉、空曹長及び 1 等空曹の階級にある者（定年年齢が 6 0 歳である者を除く。）で、令和元年 1 2 月 3 0 日現在で 5 3 歳の者（注 1 参照）

3 募集人数

各階級若干名

4 募集の期間（日間）

令和元年 7 月 1 日（月）0 9 0 0 から令和元年 7 月 3 1 日（水）1 7 0 0 まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年 1 2 月 1 日（日）から令和元年 1 2 月 3 1 日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第 1。以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、所属部隊等の長へ募集の期間内に必着とし、応募者から応募申請書が提出された部隊等の長は、当該応募が要項の要件に適合しているかを確認し、順序を経て航空幕僚長（補任課長気付）へ郵送、逡送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の 2 週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注 2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第 2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

(4) 就職の援助を希望する者は、応募に係る状況を担当援護室へ速やかに連絡する。

7 本件に関する相談先

(1) 幹部自衛官人事担当

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第1班長

電話：03-3268-3111 (専用線) [REDACTED]

(2) 准曹士自衛官人事担当

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第2班長

電話：03-3268-3111 (専用線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和元年12月30日(月)までに定年に達する職員
- 4 令和元年7月1日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年7月1日(月)から令和元年7月31日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等空尉、2等空尉、3等空尉、准空尉、空曹長及び1等空曹の階級にある航空自衛官（定年年齢が60歳である者を除く。）で、令和元年12月30日現在で53歳の者（注1参照）

3 募集人数

各階級若干名

4 募集の期間（日間）

令和元年7月1日（月）0900から令和元年7月31日（水）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年12月1日（日）から令和元年12月31日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1。以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、所属部隊等の長へ募集の期間内に必着とし、応募者から応募申請書が提出された部隊等の長は、当該応募が要項の要件に適合しているかを確認し、航空幕僚長（補任課長気付）へ郵送、逕送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

(4) 就職の援助を希望する者は、応募に係る状況を担当援護室へ速やかに連絡する。

7 本件に関する相談先

(1) 幹部自衛官人事担当

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第1班長

電話：03-3268-3111 (専用線) [REDACTED]

(2) 准曹士自衛官人事担当

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第2班長

電話：03-3268-3111 (専用線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和元年12月30日(月)までに定年に達する職員
- 4 令和元年7月1日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年7月1日(月)から令和元年7月31日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

・ 航空自衛隊に所属する空将補以上の階級にある者で、令和元年8月1日時点で56歳以上の者（注1参照）

3名 ※応募上限数3名

※応募上限数3名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちにその旨を周知する。

令和元年7月15日(月)0900から令和元年7月24日(水)1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

令和元年8月1日(木)から令和元年8月30日(金)まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

(1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書(付紙様式第1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長 [REDACTED] へ郵送、滯送又は持参する。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。

※不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部長

電話：03-3268-3111（専用線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和元年8月30日（金）までに定年に達する職員
- 4 令和元年7月15日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年7月15日（月）から令和元年7月24日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊に所属する1等空佐の階級にある者（定年年齢が60歳である者を含む。）で、令和元年12月1日時点で55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

3名 ※応募上限数3名

※応募上限数3名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10日間）

令和元年10月28日（月）0900から令和元年11月6日（水）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年12月1日（日）から令和元年12月31日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
 ※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逋送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
 ※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部 補任課長

電話：03-3268-3111（専用線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和元年12月31日(火)までに定年に達する職員
- 4 令和元年10月28日(月)（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年10月28日(月)から令和元年11月6日(水)まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

1等空佐の階級にある航空自衛官（定年年齢が60歳である者を含む。）で、令和元年12月1日時点で55歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

3名 ※応募上限数3名

※応募上限数3名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10日間）

令和元年10月28日（月）0900から令和元年11月6日（水）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年12月1日（日）から令和元年12月31日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、逡送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部 補任課長

電話：03-3268-3111 (専用線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和元年12月31日(火)までに定年に達する職員
- 4 令和元年10月28日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年10月28日(月)から令和元年11月6日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊に所属する空将補以上の階級にある者で、令和元年12月1日時点で58歳以上の者（注1参照）

3 募集人数

2名 ※応募上限数2名

※応募上限数2名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10日間）

令和元年11月11日（月）0900から令和元年11月20日（水）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和元年12月1日（日）から令和元年12月31日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
 ※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、通送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
 ※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部長

電話：03-3268-3111 (専用線)

(注1) 次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和元年12月1日(日)までに定年に達する職員
- 4 令和元年11月11日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年11月11日(月)から令和元年11月20日(水)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊に所属する 1 等空佐の階級にある者（定年年齢が 60 歳である者を含む。）で、令和 2 年 1 月 1 日時点で 55 歳以上の者（注 1 参照）

3 募集人数

3 名 ※応募上限数 3 名

※応募上限数 3 名に達した時点で募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちにその旨を周知する。

4 募集の期間（10 日間）

令和元年 11 月 18 日（月）0900 から令和元年 11 月 27 日（水）1700 まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和 2 年 1 月 1 日（水）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に必着とし、航空幕僚監部人事教育部補任課長へ郵送、通送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を応募申請者へ交付する（退職すべき期日の 2 週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注 2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第 2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 本件に関する相談先

航空幕僚監部 人事教育部 補任課長

電話：03-3268-3111（専用線）

（注1）次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和2年3月31日（火）までに定年に達する職員
- 4 令和元年11月18日（月）（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和元年11月18日（月）から令和元年11月27日（水）まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）応募申請者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募申請者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊に所属する1等空尉、2等空尉、3等空尉、准空尉、空曹長及び1等空曹の階級にある者（定年年齢が60歳である者を除く。）で、令和2年1月1日（水）から令和2年12月31日（木）までの間に年齢が54歳となる者（注1参照）

3 募集人数

各階級若干名

4 募集の期間（日間）

令和2年1月6日（月）0900から令和2年1月31日（金）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和2年4月1日（水）から令和2年6月30日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- (1) 早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1。以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、所属部隊等の長へ募集の期間内に必着とし、応募者から応募申請書が提出された部隊等の長は、当該応募が要項の要件に適合しているかを確認し、順序を経て航空幕僚長（補任課長気付）へ郵送、遞送又は持参する。
- (2) 選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- (3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

(4) 就職の援助を希望する者は、応募に係る状況を担当援護室へ速やかに連絡する。

7 本件に関する相談先

(1) 幹部自衛官人事担当

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第1班長

電話：03-3268-3111 (専用線) [REDACTED]

(2) 准曹士自衛官人事担当

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第2班長

電話：03-3268-3111 (専用線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和2年6月30日(火)までに定年に達する職員
- 4 令和2年1月6日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年1月6日(月)から令和2年1月31日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

1 募集の目的

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

2 募集の対象

航空自衛隊に所属する1等空尉、2等空尉、3等空尉、准空尉、空曹長及び1等空曹の階級にある者（定年年齢が60歳である者を除く。）で、令和2年1月1日（水）から令和2年12月31日（木）までの間に年齢が54歳となる者（注1参照）

3 募集人数

各階級若干名

4 募集の期間（日間）

令和2年1月6日（月）0900から令和2年1月31日（金）1700まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

5 退職すべき期間

令和2年4月1日（水）から令和2年6月30日（火）まで

※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、本人に対し、その旨及び理由を明示し、隊員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

6 応募の手続

- （1）早期退職募集に応募する者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（付紙様式第1。以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、所属部隊等の長へ募集の期間内に必着とし、応募者から応募申請書が提出された部隊等の長は、当該応募が要項の要件に適合しているかを確認し、航空幕僚長（補任課長気付）へ郵送、逕送又は持参する。
- （2）選定後、認定又は不認定の通知書を対象者へ交付する（退職すべき期日の2週間前までの交付を予定する。）。
※不認定になる場合は、（注2）のとおり。
- （3）応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（付紙様式第2）を応募申請書と同様の方法で提出する。

(4) 就職の援助を希望する者は、応募に係る状況を担当援護室へ速やかに連絡する。

7 本件に関する相談先

(1) 幹部自衛官人事担当

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第1班長

電話：03-3268-3111 (専用線) [REDACTED]

(2) 准曹士自衛官人事担当

航空幕僚監部 人事教育部 補任課 人事第2班長

電話：03-3268-3111 (専用線) [REDACTED]

(注1) 次のいずれかに該当する職員は、応募をすることができない。

- 1 非常勤職員
- 2 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- 3 令和2年6月30日(火)までに定年に達する職員
- 4 令和2年1月6日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和2年1月6日(月)から令和2年1月31日(金)まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- 1 この募集実施要項に適合しない場合
- 2 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- 3 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- 4 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）別表第 1 イ行政職俸給表（一）7 級以上の適用を受ける職員、別表第 1 0 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員及び別表第 1 1 指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続 2 0 年以上」かつ「定年から 1 5 年を減じた年齢以上」の者（注 1 参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約 2 か月）

令和元年 6 月 1 0 日（月）0 9 3 0 から

令和元年 7 月 3 1 日（水）1 8 1 5 まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和元年 7 月 1 日（月）から令和元年 8 月 3 1 日（土）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第 1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和元年 8 月 3 1 日（土）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注 2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第 2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和元年8月31日(土)までに定年に達する職員
- (4) 令和元年6月10日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年6月10日(月)から令和元年7月31日(水)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

(1) 長官官房人事官付担当 []、[]、[]

電話番号(外線): []

(外線): []、[]及び[]

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系): []、

[] 及び

[]

(部外系): []、

[] 及び

[]

7 その他

内閣府官民人材交流センターが実施する再就職支援業務のうち、求人・求職者情報提供事業については、早期退職募集の応募、認定の如何を問わず、45歳以上の職員であれば利用を開始することが可能である。

なお、本制度の利用を希望する場合は、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、長官官房人事官付担当までメールで提出されたい。

利用申込書等: https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員、別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約1か月半）

令和元年 9月17日（火）0930から

令和元年10月31日（木）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和2年3月31日（火）又は令和2年4月1日（水）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和元年11月30日（土）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年4月1日(水)までに定年に達する職員
- (4) 令和元年9月17日(火)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年9月17日(火)から令和元年10月31日(木)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

- (1) 長官官房人事官付担当 []、[]、[]

電話番号(外線): []

(内線): []、[]及び[]

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系): []、

[] 及び

[]

(部外系): []、

[] 及び

[]

7 その他

内閣府官民人材交流センターが再就職支援業務として実施する、求人・求職者情報提供事業は、早期退職募集の応募、認定の如何を問わず、45歳以上の職員であれば利用を開始することが可能です。

なお、本制度の利用を希望する場合は、以下の利用申込書に必要事項を記入の上、長官官房人事官付担当までメールで提出されたい。

利用申込書等: https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html

早期退職に係る募集実施要項

組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号）を行う。

1 募集の対象

防衛省に勤務するもののうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1イ行政職俸給表（一）の適用を受ける職員、別表第10専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員及び別表第11指定職俸給表の適用を受ける職員で、応募日において「勤続20年以上」かつ「定年から15年を減じた年齢以上」の者（注1参照）

2 募集人数

若干名

3 募集期間（約2か月）

令和元年12月 2日（月）0930から

令和2年 1月31日（金）1815まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和2年3月31日（火）又は令和2年4月1日（水）

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

(1) 応募しようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式第1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で提出し、電子メールの場合は、提出後、募集期間内に、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

※ 応募申請書の到達日時は、郵送の場合にあっては、消印日（募集期間末日の消印まで有効）、電子メールの場合にあっては、当該メールの受信日時とする。

(2) 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 令和2年2月28日（金）までに通知する予定。

※ 不認定になる場合は、（注2）のとおり。

(3) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式第2）を退職すべき期日の前日までに受付担当宛てに持参、郵送又は電子メールにより提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便で退職すべき期日の前日までに届くように郵送するものとし（届かないものは、無効とする。）、電子メールの場合は、退職すべき期日の前日までにメールを送信し、受付担当に対し受信の確認を行うものとする。

(注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募することができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 令和2年4月1日(水)までに定年に達する職員
- (4) 令和元年12月2日(月)(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和元年12月2日(月)から令和2年1月31日(金)まで(募集期間内)に懲戒処分を受けた者

(注2) 応募者が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) この募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募後に懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障が生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 本件に関する相談先(受付担当)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

(1) 長官官房人事官付担当 []、[]、[]

電話番号(外線): []

(内線): []、[]及び[]

電子メールアドレス(部内系又は部外系のいずれかを選択し、メールを送信)

(部内系): []、

[] 及び

[]

(部外系): []、

[] 及び

[]

7 その他

内閣府官民人材交流センターが再就職支援業務として実施する、求人・求職者情報提供事業は、早期退職募集の応募、認定の如何を問わず、45歳以上の職員であれば利用を開始することが可能です。

なお、本制度の利用を希望する場合は、以下の利用申込書に必要事項を記入の上、長官官房人事官付担当までメールで提出されたい。

利用申込書等: https://www8.cao.go.jp/jinzai/kyuzin_kyusyoku.html